



埼玉県報

第25号
令和元年(2019年)
7月30日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)

令和元年(2019年)7月30日

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 建設業法第29条第1項に基づく許可取消処分（建設管理課）
- 車両制限令第3条第1項第3号に基づく高さ指定（道路環境課）
- 国際海上コンテナの特殊車両通行許可不要区間の指定（道路環境課）
- （仮称）新たな森公園管理業務委託に関する入札公告（大宮公園事務所）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（春日部県税事務所）
- 一般国道125号の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 一般国道125号の占用を制限する区域の指定（杉戸県土整備事務所）

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 30 日

埼玉県公安委員会委員長 齋 藤 公 子

埼玉県公安委員会規則第 2 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 に次のように加える。

358	一般国道140号	大里郡寄居町大字末野字十人小路1518番1地先から 秩父郡皆野町大字皆野字大塚157番7地先まで
359	一般国道254号	入間郡三芳町竹間沢東3番8地先から 入間郡三芳町竹間沢東17番4地先まで
360	県道草加流山線	草加市青柳三丁目4653番地先から 八潮市大字八條字和ノ村1527番2地先まで
361	県道越谷川口線	越谷市南越谷一丁目2932番2地先から 越谷市新越谷二丁目17番1地先まで
362	熊谷市道123号線	熊谷市籠原南一丁目317番地先から 熊谷市籠原南二丁目189番地先まで
363	熊谷市道40826号線	熊谷市籠原南一丁目193番地先から 熊谷市籠原南二丁目241番地先まで
364	熊谷市道41052号線	熊谷市新堀新田251番2地先から 熊谷市久保島521番1地先まで
365	草加市道40012号線	草加市青柳一丁目1241番地先から 草加市青柳一丁目1236番地先まで
366	草加市道1015号線	草加市青柳一丁目4317番地先から 草加市稲荷六丁目938番地先まで
367	草加市道2024号線	草加市青柳一丁目1244番地先から 草加市稲荷五丁目1803番地先まで
368	草加市道2027号線	草加市稲荷五丁目1802番地先から 草加市稲荷五丁目1806番地先まで
369	草加市道40015号線	草加市青柳一丁目4654番1地先から 草加市青柳一丁目4656番地先まで
370	草加市道40016号線	草加市青柳一丁目4658番2地先から 草加市青柳一丁目4658番8地先まで
371	草加市道40017号線	草加市青柳一丁目4659番1地先から 草加市稲荷六丁目939番地先まで
372	草加市道40036号線	草加市稲荷五丁目1559番2地先から 草加市青柳一丁目1240番地先まで

373 入間市道幹64号線	入間市大字狭山ヶ原字碑ノ前302番1から 入間市大字狭山ヶ原字碑ノ前302番1まで
374 入間市道 B 603号線	入間市大字狭山ヶ原字霞野11番8から 入間市大字狭山ヶ原字松原108番8まで
375 入間市道 B 605号線	入間市大字狭山ヶ原字松原190番から 入間市大字狭山ヶ原字松原189番1まで
376 入間市道 D 73号線	入間市宮寺字宮ノ台4102番35から 入間市宮寺字宮ノ台4016番1まで
377 入間市道 B 609号線	入間市大字狭山ヶ原字桜木221番2から 入間市大字狭山ヶ原字桜木241番1まで
378 入間市道 B 599号線	入間市大字狭山ヶ原字松原108番9から 入間市大字狭山ヶ原字松原108番2まで
379 入間市道 B 608号線	入間市大字狭山ヶ原字桜木224番1から 入間市大字狭山ヶ原字桜木224番1まで
380 入間市道 D 80号線	入間市宮寺字宮ノ台4028番1から 入間市宮寺字宮ノ台4034番2まで
381 三芳町道幹線24号線	入間郡三芳町竹間沢東7番地先から 入間郡三芳町竹間沢東6番地先まで
382 三芳町道幹線25号線	入間郡三芳町竹間沢東1番地先から 入間郡三芳町竹間沢東3番地先まで
383 三芳町道幹線26号線	入間郡三芳町竹間沢東22番地先から 入間郡三芳町竹間沢東48番地先まで
384 三芳町道竹間沢東11号線	入間郡三芳町竹間沢東12番地先から 入間郡三芳町竹間沢東13番地先まで
385 三芳町道竹間沢東12号線	入間郡三芳町竹間沢東11番地先から 入間郡三芳町竹間沢東15番地先まで
386 三芳町道竹間沢東13号線	入間郡三芳町竹間沢東21番地先から 入間郡三芳町竹間沢東16番地先まで
387 三芳町道竹間沢東14号線	入間郡三芳町竹間沢東16番地先から 入間郡三芳町竹間沢東17番地先まで
388 三芳町道竹間沢東1号線	入間郡三芳町竹間沢東2番地先から 入間郡三芳町竹間沢東1番地先まで
389 三芳町道竹間沢東5号線	入間郡三芳町竹間沢東5番地先から 入間郡三芳町竹間沢東6番地先まで
390 三芳町道竹間沢東7号線	入間郡三芳町竹間沢東10番地先から 入間郡三芳町竹間沢東9番地先まで
391 三芳町道竹間沢東9号線	入間郡三芳町竹間沢東9番地先から 入間郡三芳町竹間沢東14番地先まで
392 三芳町道竹間沢東8号線	入間郡三芳町竹間沢東8番地先から 入間郡三芳町竹間沢東12番地先まで

附 則

この規則は、令和元年7月31日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

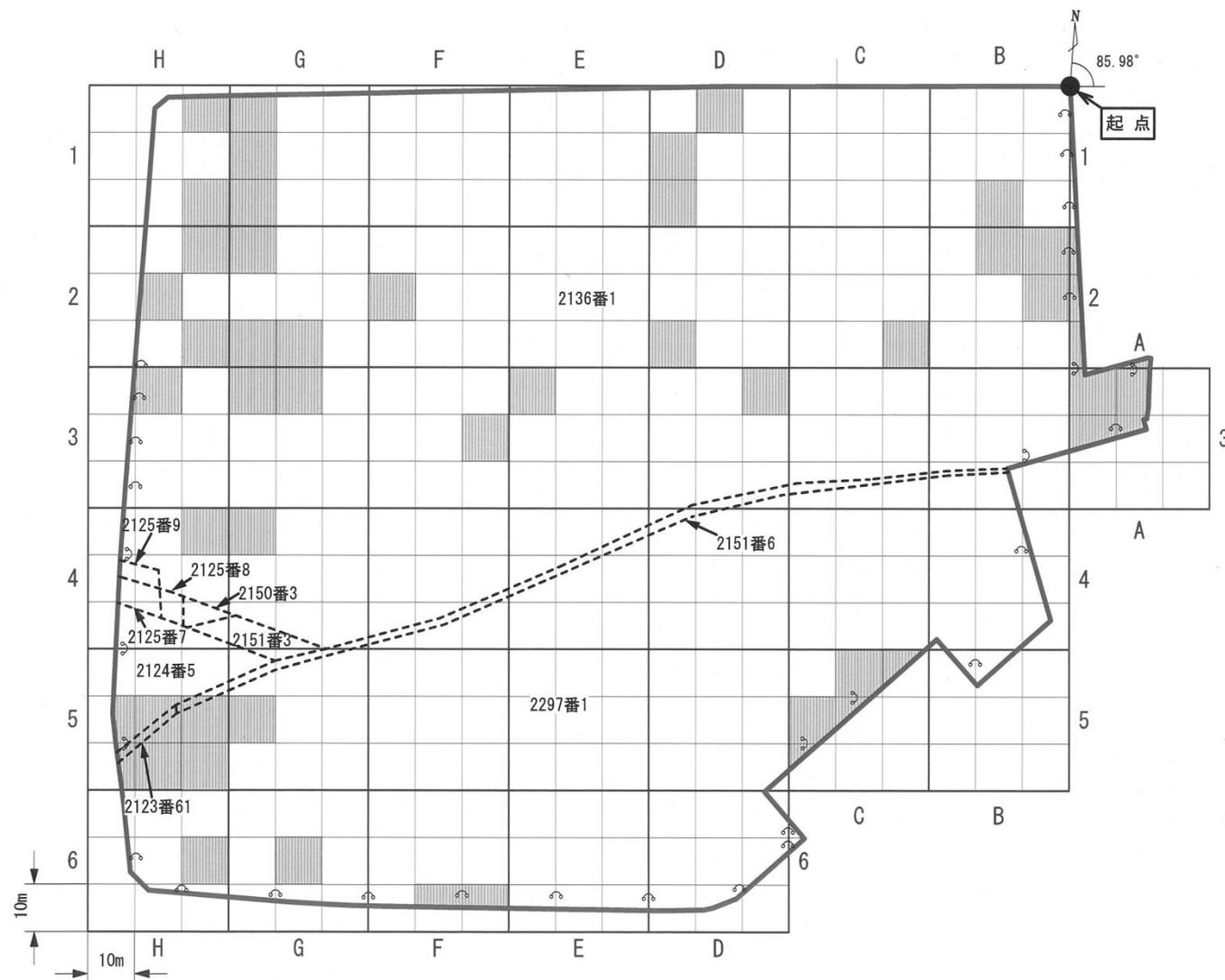
別図のとおり（埼玉県本庄市南二丁目二千二百二十三番六十一の一部、二千二百二十四番五の一部、二千三百三十六番一の一部、二千五百五十一番六の一部及び二千二百九十七番一の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、水銀及びその化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物



起点
 起点は埼玉県本庄市南二丁目
 2136番1の最北端とする

格子の回転角度 85.98°

- 形質変更時要届出区域に指定する区域
- 敷地境界
- 地番境界

告示

埼玉県告示第三百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
狭山中央病院	一般社団法人巨樹の会	狭山市富士見二―一九―三五	令和元年六月一日
杉浦眼科	医療法人社団昭恵会	春日部市中央一―五〇―六一	令和元年七月一日
杉浦眼科 武里分院	医療法人社団昭恵会	春日部市大場一三六七―五	令和元年七月一日
杉浦眼科 豊春分院	医療法人社団昭恵会	春日部市上蛭田二五九―二	平成三十一年三月一日
久喜東クリニック	医療法人社団三世会	久喜市青毛四―三―一二くき翔裕館一階	令和元年七月一日
あげお東口内科	大野 忠明	上尾市宮本町二―一アリコベール上尾サロン館一階	令和元年七月一日
埼玉はんのうクリニック	医療法人友康会	飯能市飯能二一八五	令和元年六月一日

狭山メンタルクリニック	医療法人社団幸心会 入間ゆめクリニック	富士見野在宅クリニック	三上医院	岸田クリニック	久喜エンゼル歯科クリニック	医療法人社団榮内会 スマイルデンタルクリニック	医療法人社団にこのすまいる たきの歯科	近藤歯科医院	セキ薬局 新杉戸	セキ薬局 みずほ台	クスリのアオキ水上公園薬局
藤森 英之	医療法人社団幸心会	医療法人社団慈瑛会	三上 隆二	岸田 秀紀	来栖 一徳	医療法人社団榮内会	医療法人社団にこのすまいる	近藤 晶子	株式会社セキ薬品	株式会社セキ薬品	株式会社クスリのアオキ
狭山市入間川二―一―二グ ランツ狭山一F	入間市扇台五―二―一五	富士見市ふじみ野西一―一 七―三八ピネスビルふじみ 野四階―B号室	秩父市中町一九―一	坂戸市浅羽野一―一―八	久喜市青毛二―二―一八	所沢市松葉町二三―一九	ふじみ野市滝二―五―三七	秩父市番場町一四―八	北葛飾郡杉戸町杉戸二―三 ―三	富士見市水子四六六〇―二	上尾市上尾下九九七―一
令和元年七月一日	令和元年六月一日	令和元年六月一日	平成三十年十一月二十四日	令和元年六月一日	令和元年七月一日	令和元年七月一日	令和元年五月一日	令和元年五月一日	令和元年七月一日	令和元年七月一日	令和元年七月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
矢口 武史		両新田スポーツ 整骨院	草加市両新田西町二五〇― 一	令和元年七月 二日
訪問看護ステーション ンビバハウス	株式会社ビバハ ウス	東松山市松葉町三―一五― 二〇	令和元年六月 一日	
富士見在宅訪問看護	医療法人社団慈 瑛会	富士見市ふじみ野西一―一 七―三八ピネスビルふじみ 野四B	令和元年六月 一日	
訪問看護リハビリ テーション リライ フ	株式会社ライフ デザイン	入間市久保稻荷一―一六― 一三メゾンオンボワー〇― 一	平成三十一年 四月一日	
狭山中央まごころ訪 問看護ステーション	一般社団法人巨 樹の会	狭山市富士見二―一九―三 八梅本ビル二F B二〇三 号室	令和元年六月 一日	
訪問看護ステーション ひばり	医療法人社団東 光会	所沢市東所沢一―一―一六 イーストハイツ一〇二	令和元年六月 一日	
訪問看護ステーション アクティホーム	有限会社いわき ケアフォレスト	上尾市中分一―二一―二	令和元年七月 一日	
ウエルシア薬局滑川 つきのわ店	株式会社 ウエルシア薬局	比企郡滑川町月の輪七―二 九―一	令和元年七月 一日	
ヴェルペン双柳薬局	株式会社ヴェル ペンファルマ	飯能市双柳一二二九―五	令和元年六月 一日	
シーデイ薬局	株式会社シーデ イ	草加市谷塚上町五七五―六	令和元年六月 一日	

上瀧 博敏	畑中 栄美 子	亀田 昌人	石沢 恭子	児玉 朋美	剣持 裕	五十嵐 大 樹	細沼 充	渋谷 昌孝
からだ元気治療 院 橋・和光店	このみ鍼灸治療 院	訪問医療マッサー IJKERO W秋葉原ステーション	からだ元気治療 院三郷八潮店	訪問鍼灸マッサー IJKERO W秩父ステーション	在宅マッサー ジ・ピース	まりん整骨院	ほそぬま健美整 骨院ふじみ野院	渋谷接骨院
東京都練馬区旭町三一九 八増美ハイツ一〇〇号	久喜市栗橋北一七三 三	東京都千代田区神田佐久間 河岸八四サンユウビル六〇 一	三郷市三郷二一一一五グ リーンパーク三郷四〇二	秩父市中町三一六ベスト 電器ヤオ秩父店二F	春日部市大場一〇七二一八	千葉県流山市南流山二二 三九松影ビル一階	ふじみ野市うれし野一一一 五〇Sアベニュー一〇一 一	朝霞市東弁財三一三一二 三一〇三
令和元年七月 一日	令和元年七月 一日	令和元年七月 一日	令和元年六月 一日	令和元年六月 一日	平成三十一年 二月二十一日	令和元年七月 一日	令和元年六月 二十七日	令和元年六月 一日

告示

埼玉県告示第三百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項			変更前		変更後
	名称	開設者名称	開設者住所	開設者名称	開設者住所	
上新井歯科・矯正 歯科				医療法人晋風会	所沢市東町一―一 グラシスタワー所沢 二〇五	医療法人社団優惠会
須賀薬局	開設者名称	有限会社さんわ薬局			東京都豊島区西池袋一 ―一四―四キンズメン ビル三階	株式会社さんわファーマシー
アイン薬局ゆめ み野店	名称	ゆめみ野薬局				アイン薬局ゆめみ野店
アイン薬局上尾 店	名称	いずみ薬局				アイン薬局上尾店
アイン薬局ふじ み野店	名称	イズカ調剤薬局				アイン薬局ふじみ野店

大慶堂訪問看護 ステーション	訪問看護ステーション シェアラ ライフ	
所在地	開設者住所	所在地
深谷市上柴町西一 一〇	所沢市東所沢一 二 三 三 三 秀明ビル 一 階	所沢市東所沢一 二 三 三 三 秀明ビル 一 階
深谷市西島町二 一 三 一 三	所沢市東所沢五 一 三 一 九 久瀬川ビル 二階	所沢市東所沢五 一 三 一 九 久瀬川ビル 二階

二 指定施設機関

畑中 栄美子		氏名
施術所		変更事項
所在地	名称	
群馬県邑楽郡板倉 町下五箇一八七九	めぐ訪問マッサージ	変更前
久喜市栗橋北一 一七―三三	このみ鍼灸治療院	変更後

告示

埼玉県告示第三百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
埼玉飯能病院	飯能市飯能一八五	令和元年五月三十一日
医療法人 狭山中央病院	狭山市富士見二一九―三五	令和元年五月三十一日
小崎医院	上尾市柏座四一九―三五	令和元年五月三十一日
入間ゆめクリニックス	入間市扇台五二―一五	令和元年五月三十一日
ふじみ野在宅クリニックス	ふじみ野市苗間一―一四―五	令和元年五月三十一日
三上医院	秩父市中町一九―一	平成三十年十一月二十三日
三光町クリニックス	坂戸市浅羽野一―一八	令和元年五月三十一日

たきの歯科	ふじみ野市滝二―五―三七	平成三十一年四月三十日
医療法人洛鳳會 デンタルオフィスK ento	ふじみ野市ふじみ野四―八―一 コフアンふじみ野一階	平成二十九年八月三十一日
川島デンタルクリニ ック	比企郡川島町伊草九六―一	平成三十年七月三十一日
あおぞら歯科医院	北本市深井六―一五―林ビル二F	平成二十九年八月十日
まい薬局未来堂	富士見市鶴馬二六―二―一三グランド ウール一階	平成三十一年二月二十七日
狭山中央まごころ訪問看護ステーション ビル二階B号室	狭山市富士見二―一九―三八 梅本	令和元年五月三十一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施 術 所		廃止年月日
		名称	所在地	
籠宮 敏夫		KEIROW与野 ステーション	さいたま市中央区上落合六―九―四五	平成三十一年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第三百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	辞退年月日
入間駅前クリニック	入間市豊岡一―二―三〇	平成三十年十二月三十一日

告示

埼玉県告示第三百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	休止年月日
山川医院	所沢市小手指町一―二―一六	令和元年六月一日

告示

埼玉県告示第三百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
なかまち薬局	深谷市仲町一 二―四一	株式会社アイ ン埼玉	介護予防居宅 療養管理指導 居宅療養管理 指導	令和元年七月一 日
独立行政法人 国立病院機構 東埼玉病院	蓮田市黒浜四 一―四七	独立行政法人 国立病院機構	介護予防居宅 療養管理指導 居宅療養管理 指導	平成三十一年三 月一日
セキ薬局 幸手北店	幸手市北二― 二〇―六	株式会社セキ 薬品	介護予防居宅 療養管理指導 居宅療養管理 指導	令和元年八月一 日
セキ薬局 吉川店	吉川市栄町八 九六	株式会社セキ 薬品	介護予防居宅 療養管理指導 居宅療養管理 指導	令和元年八月一 日

<p>株式会社 飛鳥志多 薬局 見店</p>	<p>セキ薬局 座店 柏</p>	<p>あおぞら薬局</p>			
<p>加須市志多見 四三六―五</p>	<p>上尾市柏座四 ―六―一四</p>	<p>ふじみ野市大 井中央四―一 四―二六</p>			
<p>株式会社飛鳥 薬局</p>	<p>株式会社セキ 薬品</p>	<p>有限会社会営</p>			
<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理 指導</p>	<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理 指導</p>	<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理 指導</p>
<p>平成三十一年四 月一日</p>	<p>令和元年八月一 日</p>	<p>平成三十年十二 月一日</p>	<p>平成三十年十二 月一日</p>	<p>平成三十年十二 月一日</p>	<p>平成三十年十二 月一日</p>

告示

埼玉県告示第三百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
社会福祉法人 狭山市社会福祉協 会 訪問介護事業 所	事業所名 事業所 所在地	社会福祉法人 狭山市社会福 祉協議会 訪 問介護・介護 予防訪問介護 事業所	社会福祉法人 狭山市社会福 祉協議会 訪 問介護事業所	訪問介護
あねとす地域ケアセ ンター深谷	事業所 所在地	深谷市西島町 三―一六―二 三松原ビル一 階B号室	深谷市人見一 九七五	居宅介護支援
エルフ	事業所 所在地	熊谷市新堀八 〇〇AUR 〇BRAV一階	熊谷市村岡五 三二―一	訪問介護
ビーズビー	事業所 所在地	所沢市小手指 〇町二―三―一	所沢市小手指 二町一―一三― 二三	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸 与 特定介護予防福祉用 具販売

告示

埼玉県告示第三百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	山川医院
所在地	所沢市小手指町一―一 一―六
サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導
休止年月日	令和元年六月一日

告 示

埼玉県告示第三百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		所在地		サービスの種類		廃止年月日	
狭山中央まごころ 訪問看護ステーション		狭山市富士見二 一九一三八梅 本ビル二階B号 室		訪問看護	介護予防訪問看護	令和元年五月三十 一日	
ケアサポート・ロ イヤル		所沢市旭町七一 九		居宅介護支援	特定福祉用具販売	平成二十二年八月 三十日	
特定介護予防福祉 用具販売	介護予防福祉用具 貸与	介護予防訪問介護	居宅介護支援	特定福祉用具販売	福祉用具貸与	訪問介護	介護予防訪問看護
平成二十二年八月 三十日	平成二十二年八月 三十日	令和元年五月三十 一日	令和元年五月三十 一日	平成二十二年八月 三十日	平成二十二年八月 三十日	令和元年五月三十 一日	令和元年五月三十 一日

<p>国保町立小鹿野中 中央病院</p>				
<p>秩父郡小鹿野町小鹿 野三〇〇</p>				
<p>通所リハビリテーション</p>	<p>短期入所療養介護</p>	<p>介護療養型医療施設</p>	<p>介護予防通所リハビリテーション</p>	<p>介護予防短期入所療養介護</p>
<p>平成三十一年三月三十一日</p>				

告示

埼玉県告示第三百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

PC DEPOT 狭山本店

埼玉県狭山市大字下奥富字坂上五〇五―一、五一〇―一、五一〇―二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ピーシーデポコーポレーション 代表取締役 野島隆久

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一番地九 外 計二者

（変更後）株式会社ピーシーデポコーポレーション 代表取締役 野島隆久

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一番地九 外 計四者

ハ 変更年月日

令和元年七月十九日外

ニ 届出年月日

令和元年七月十九日

二 縦覧期間

令和元年七月三十日から令和元年十一月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年七月三十日から令和元年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第三百二十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

令和元年七月二十二日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

株式会社Rコンストラクション

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県新座市片山一丁目十三番十七号

ハ 代表者の氏名

渡邊 英嗣

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十七）第六九〇六〇号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

株式会社Rコンストラクションの役員は、平成十七年三月十四日銃砲刀剣類所持等取締法違反等の罪により、前橋地方裁判所から懲役十年の判決を受け、平成二十八年一月二十六日までその刑に処せられていた。また、平成二十六年八月七日傷害の罪により、仙台地方裁判所から懲役八月の判決を受け、平成二十八年九月二十六日までその刑に処せられていた。

このことは、法第八条第十一号（役員等のうちに第七号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。

告示

埼玉県告示第三百二十六号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ高三・メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	百四十号	大里郡寄居町大字末野字十人小路一五一八番一地从先から 秩父郡皆野町大字皆野字大塚一五七番七地从先まで
一般国道	二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東三番八地从先から 同郡同町竹間沢東一七番四地从先まで
県道	草加流山線	草加市青柳三丁目四六五三番地先から 八潮市大字八條字和ノ村一五二七番二地从先まで
県道	越谷川口線	越谷市南越谷一丁目二九三二番二地从先から 越谷市新越谷二丁目一七番一地从先まで

二 指定する期日

令和元年七月三十一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法○・二三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上（又は横寸法○・一二メートル以上、縦寸法○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

ハ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

告示

埼玉県告示第三百二十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次の道路を指定し、あわせて、同令第十条第二項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	百四十号	深谷市黒田字下南原八四一番一地先から大里郡寄居町大字末野字十人小路一五一八番一地先まで
一般国道	百四十号	大里郡寄居町大字末野字十人小路一五一八番一地先から
一般国道	百四十号	秩父郡皆野町大字皆野字大塚一五七番七地先まで
一般国道	百四十号	秩父郡皆野町大字皆野字大塚一五七番七地先から秩父市熊木町五二六番一地先まで
一般国道	二百五十四号	和光市白子二丁目一二五七番三地先から川越市新宿町二丁目二番十地先まで
一般国道	二百五十四号	新座市中野一丁目二六一一番一地先から入間郡三芳町竹間沢東一七番四地先まで
一般国道	四百六十三号	新座市中野一丁目二六一一番一地先から所沢市大字坂之下字若水一七番一地先まで
県道	草加流山線	草加市弁天二丁目五二一番一地先から八潮市大字八條字和ノ村一五二七番二地先まで
県道	足立越谷線	草加市旭町二丁目三四番四地先から越谷市南越谷二丁目八七番一地先まで
県道	越谷川口線	越谷市南越谷一丁目二九三二番二地先から越谷市新越谷二丁目一七番一地先まで

二 指定する期日

令和元年七月三十一日

三 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

イ 交差点における左折又は右折の禁止

(1) 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点（十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。）を左折して第三欄の道路に入ってはならない。

	第一欄	第二欄	第三欄
一般国道二百五十四号	新座市中野二丁目二番	新座市道二十三―六十四号	新座市道二十三―六十四号
新座市道二十三―六十四号	新座市中野二丁目二番	一般国道二百五十四号	一般国道二百五十四号
一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東六番九	三芳町道竹間沢東五号	三芳町道竹間沢東五号
三芳町道竹間沢東五号	入間郡三芳町竹間沢東六番九	一般国道二百五十四号	一般国道二百五十四号
一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東二一番一	三芳町道竹間沢東十五号	三芳町道竹間沢東十五号
三芳町道竹間沢東十五号	入間郡三芳町竹間沢東二一番一	一般国道二百五十四号	一般国道二百五十四号
一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東七番五	三芳町道幹線二十四号	三芳町道幹線二十四号
三芳町道幹線二十四号	入間郡三芳町竹間沢東七番五	一般国道二百五十四号	一般国道二百五十四号
一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東一七番一	三芳町道竹間沢東十四号	三芳町道竹間沢東十四号
三芳町道竹間沢東十四号	入間郡三芳町竹間沢東一七番一	一般国道二百五十四号	一般国道二百五十四号
三芳町道竹間沢東十四号	入間郡三芳町竹間沢東一七番一	一般国道二百五十四号	一般国道二百五十四号

(2) 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を右折して第三欄の道路に入つてはならない。

第一欄	第二欄	第三欄
一般国道二百五十四号	新座市中野一丁目(英イ ンター)	一般国道二百五十四号 (富士見市方向の車線 に限る。)
一般国道二百五十四号	新座市中野一丁目(英イ ンター)	一般国道四百六十三号 (所沢市方向の車線に 限る。)
一般国道二百五十四号	新座市中野二丁目二番	新座市道二十三―六十 四号
新座市道二十三―六十 四号	新座市中野二丁目二番	一般国道二百五十四号
一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東 一四番一	三芳町道竹間沢東十二 号線
三芳町道竹間沢東十二 号線	入間郡三芳町竹間沢東 一四番一	一般国道二百五十四号
一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東 六番九	三芳町道竹間沢東五号 線
三芳町道竹間沢東五号 線	入間郡三芳町竹間沢東 六番九	一般国道二百五十四号
一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東 二一番一	三芳町道竹間沢東十五 号線
三芳町道竹間沢東十五 号線	入間郡三芳町竹間沢東 二一番一	一般国道二百五十四号
一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東 七番五	三芳町道幹線二十四号 線
三芳町道幹線二十四号 線	入間郡三芳町竹間沢東 七番五	一般国道二百五十四号
三芳町道幹線二十四号 線	入間郡三芳町竹間沢東 七番五	一般国道二百五十四号

一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東一七番一	三芳町道竹間沢東十四号線
三芳町道竹間沢東十四号線	入間郡三芳町竹間沢東一七番一	一般国道二百五十四号

ロ 交差点における左折又は右折に当たつての誘導

(1) 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を左折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十七号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
一般国道二百五十四号	新座市中野二丁目二番	新座市道二十三―六〇号線
一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東一四番一	三芳町道竹間沢東十二号線
県道草加流山線	草加市青柳町一二四五番	草加市道二千二十四号線
県道草加流山線	草加市青柳町四六四〇番	草加市道四万十三号線
県道草加流山線	草加市青柳一丁目	草加市道四万十四号線
草加市道四万十四号線	草加市青柳一丁目	県道草加流山線
草加市道千十五号線	草加市青柳一丁目（工業団地前）	県道草加流山線
県道足立越谷線	越谷市南越谷一丁目（南越谷一丁目）	県道越谷川口線

県道越谷川口線	越谷市南越谷一丁目（南越谷一丁目）	県道足立越谷線
草加市道二千二十四号線	草加市青柳町一二四五番	県道草加流山線

(2) 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を右折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
県道草加流山線	草加市青柳町四六四〇番	草加市道四万十三号線
草加市道四万十三号線	草加市青柳町四六四〇番	県道草加流山線
県道草加流山線	草加市青柳一丁目	草加市道四万十四号線
草加市道四万十四号線	草加市青柳一丁目	県道草加流山線

ハ 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の二第一項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と同時に通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

告 示

埼玉県告示第三百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

(仮称) 新たな森公園管理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和元年10月1日(火)から令和3年3月31日(水)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

(仮称) 新たな森公園

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成30年埼玉県告示第857号)に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA等級に格付けされ、「清掃」及び「人間警備」に登録された者又は埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成6年埼玉県告示第1108号)に基づき、「苑地の維持管理業務」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排

除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 令和元年7月30日以前の過去5年間において、国若しくは地方公共団体若しくは公共的団体が所有し、若しくは管理する施設の警備業務（人間警備業務）及び日常清掃業務（7,000㎡以上）を受託し、それぞれ1年以上誠実に履行した実績を有する者又は同期間において、自然公園法（昭和32年法律第161号）第49条第1項に規定する公園管理団体若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として国若しくは地方公共団体が発注した40,000㎡以上の公園の運営維持管理業務若しくは管理業務若しくは公共的団体が発注した同等の業務を1年以上誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-0803 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目 埼玉県大宮公園事務所
総務管理担当 小林、藤倉 電話048-641-6391（代表）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月11日（水）午前9時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月10日（火）午後5時まで（必着）

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月11日（水）午前9時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県大宮公園事務所 令和元年9月11日（水）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年9月4日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年 8 月 5 日 (月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Park management services for Tentative name Aratanamori Park

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system or in person: 9:00 a.m., September 11, 2019

By registered mail: 5:00 p.m., September 10, 2019

(3) Contact Information:

Omiya Park Office, Department of City Development, Saitama Prefectural Government.

Takahana-cho 4, Omiya-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0803

Ph. 048-641-6391

告示

埼玉県春日部県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和元年七月三十日

埼玉県春日部県税事務所長 田 森 千和子

氏名又は名称	株式会社岡野石油店
代表者の氏名	代表取締役 尾 臺 康雄
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県八潮市大字鶴ヶ曾根七百十一番地
指定取消年月日	令和元年六月三十日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年七月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

路 線 名	一般国道百二十五号
供 用 開 始 の 区 間	久喜市佐間字陣屋々敷添一七六二番一 地先から同市佐間字西二九四番一地先 まで
供 用 開 始 の 期 日	令和元年七月三十日
備 考	平成二十二年十一月二十六日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第二十三号で 告示した道路予定区域の一部供用開始で ある。 延長 三四二・八一〇メートル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和元年七月三十日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 百二十五号 久喜市佐間字陣屋々敷添一七六二番一地先から同市佐間字西二九四番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和元年七月三十一日